

東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会の書面開催の結果について
(令和3年2月19日開催)

1 委員

◎猪口 正孝 東京都医師会 副会長
太田 智之 みづほ総合研究所 調査本部 主席エコノミスト・本部長代理
大曲 貴夫 国立国際医療研究センター 国際感染症センター長
紙子 陽子 紙子法律事務所 弁護士
濱田 篤郎 東京医科大学病院 渡航者医療センター教授
(◎は会長)

2 議事

令和3年2月2日付けの「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定により営業時間の短縮を要請した施設のうち、当該要請に応じない各施設に対して、同法第45条第2項の要請を行うことについて

3 審議会の意見等

特措法第45条第2項の要請を行うことについては、適当である。

(猪口会長)

東京都における新型コロナウイルス感染症の新規陽性者は2021年1月7日に1日あたり2,500人を超えて、第3波と言われるピークを迎え、医療提供体制はひつ迫した。この第3波の前の7月から8月にかけた第2波が収束に向かったときには、新規陽性者は7日間平均で1日約160人を下限としてそれ以下にはならず、入院患者が1,000人前後で医療が立て直す時間もなく、そのまま11月頃から上昇に転じて第3波になっている。

感染力の強い変異株が流行すれば、第3波よりも急激な増加が考えられる。一方でワクチン接種が開始され、医療に対する負荷が半年は増大したままとなる。このような状況を考えれば、今回の緊急事態措置が実施されている期間中に新規陽性者を下げられるだけ下げて、再上昇までの時間を長くすることはもちろん、積極的疫学調査による感染拡大の制御が有効に行える水準まで感染者の発生を抑えることが望まれる。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定により営業時間の短縮を要請した施設のうち、当該要請に応じない各施設に対して新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項の規定により営業時間短縮の要請を行うことは、

期間限定であることを考えれば、感染者を減少させなければならない大事な時期であるという視点から、必要な対応と考える。

(太田委員)

改正特措法 45 条 2 項に基づく要請を行うことについては適当と考える。

大きく減少したとはいって、①新規陽性者数は未だ 350 人程度と高水準（昨夏第 2 波のピーク時と同水準）であり、また②減少ペースも鈍化の兆候がみられる（≒新規陽性者数の高止まりが懸念される）ことから、飲食店の営業時間短縮など感染防止措置の徹底が求められる状況に変わりはない。

こうした状況下、時短要請に応じない施設が相当数存在することは、感染抑制ペースを鈍らせるどころか、「変異株」等による感染再拡大を招くリスクすらあると認識している。また、経営への影響があるにもかかわらず時短要請に応じている施設との間での不公平感から、時短要請に応じることへの不満が高まり、時短要請の実効性が低下する懸念もある。

これまでの都民・事業者の努力が一部事業者の事情によって水泡に帰すことがないよう、あらためて時短要請を通じた感染防止措置の徹底を図ることが極めて重要であり、時短要請に応じない事業者に対し改正特措法 45 条 2 項に基づく時短要請を行うことは是認されると判断している。

また現下の感染状況を踏まえた評価に加え、現時点で特措法改正によって付与された権限を実施しないことによる問題点もあると考える。具体的には、今後の実施に際してのハードルを上げる（少なくとも現状程度ではやらないとのメッセージを送る）ことになり、さらには改正によって強化された権限が使われることはない（少なくとも実行に際しては相当慎重に判断するはずだ）との誤解を生じさせかねないと懸念している。

(大曲委員)

審議事項に賛成する。特措法 24 条 9 項による営業時間短縮の要請で大多数の飲食店はそれに対応している。一方で営業を続いている飲食店はあり、この状況は不公平を生じる。よって、特措法 45 条 2 項による営業時間短縮の要請は妥当と判断する。ただし、店名の公表は逆に当該店舗に人が集まるなどの好ましくない影響が出る可能性があることから、この段階では店舗名は非公表がよいと考える。

(紙子委員)

以下の理由から、特措法第 45 条第 2 項の「新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護」するためという要件が満たされており、照会事項の同法第 45 条第 2 項の要請は、現時点で実施すべき指導であると考える。

上記意見の理由

1 新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するための必要性

本年1月7日以降の緊急事態措置等の再実施以降、東京都の感染状況はまだ高いレベルながらも減少していく傾向にあり、20時までの時短営業等の緊急事態措置の効果が認められる。街の飲食店や施設の開店状況が、市民の市街地への外出を左右し、結果として人の接触頻度を左右するといえよう。

このような緊急事態措置等の効果、及び、いまだ医療提供体制の逼迫状況が継続していることに鑑みれば、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため、これまで要請に従っていない個別の施設に、営業時間短縮を要請すべき必要性がある。

2 営業短縮に対する経済的支援措置の存在

現在では、国及び東京都の双方から、要請に従う飲食店への感染拡大防止協力金や、従業員の人工費について雇用調整助成金の対象拡大、休業支援金、家賃支援給付金等の施策が実施されている。報道によれば、時短営業の要請に従わない事業者は、大規模な店舗で協力金による補填が足りないことや、従業員の生活を守る等を理由に挙げ、罰則の不利益よりも営業の利益が大きいという判断をなされているようである。事業者にとり見通しも大変苦しい状況が続いているが、前述のような助成金・支援金等をまだ十分活用していない事業者もおられる。

3 段階的な手続、手段の相当性

東京都では、緊急事態措置等実施以来、開店状況の見回りを続けており、およそ95%の施設が要請に従っていたという。残る5%の施設に対して、都は可能な限り個別訪問等を繰り返し行っており、施設管理者には熟慮の時間も確保されていた。その上で、要請に応じていただけない施設に対しては、特措法に定められた次の段階へ進むことが公平である。

さらに、同法改正により、同法第45条に基づく要請等は、同時の施設名公表に結びつかない制度となっており、個別の要請を受ける施設の不利益は小さい。したがって、照会された内容の要請は手段として相当である。

(濱田委員)

東京都の新規感染者数は2021年1月中旬以降、減少傾向にあるが、2月中旬過ぎてから減少傾向に鈍化がみられる。その一方で、都内の盛り場などへの夜間の人出は増加していることから、飲食業などへの夜間時短営業の要請を強化することが必要と考える。

以上の理由により、夜間8時以降に営業をしている飲食業等を対象に、特措法45条2項による営業時間短縮の要請を行うことは妥当と判断する。